関東裏研の考え2

関東裏研研修旅行委員長 川澄昂太郎

2020年4月27日

1 はじめに

それぞれの論点や新規則案等についてお考えをいただきありがとうございます。それらを受けまして合意事項等を確認いたします。

2 論点についての考えやご提案

2.1 来年度以降の研修旅行、宗家研修について(再)

来年度(令和二年度)以降は研修旅行に代わって京都での宗家研修を行うことについて三裏研で最終的に合意が取れたことを確認します。

2.2 そもそも宗家研修とはどういったものになるのか

九州裏研様におかれましては、情報を共有していただきありがとうございます。先日の資料でもご報告いただいたように、

- 1日目 学生主催のイベント、懇親会
- 2日目 宗家訪問、茶道会館にて講演、 周辺 観光 、学生のみ親睦会
- 3 日目 大西釜訪問 、昼頃解散

といった開催のイメージを関東内で共有させていただきます。

また、関東でも資料等が見つかりましたらこちらで共有させていただきたいと思います。

2.3 (再)宗家研修での主催裏研について

九州裏研様のご指摘の通り、「宗家研修では研修先が京都である都合上、細かいアポイントなどは関西裏研様に頼らざるを得ない」ということに我々関東裏研も同意します。

2.4 (再) 宗家研修中の自由時間の旅程について

九州裏研様のご提案なさっていたように、「関東裏研、九州裏研が中心となってそれぞれ開催したい行事の候補を複数提案し、その中から3裏研の投票で決める」という形での決定方法に我々関東裏研も賛同します。

2.5 (再) 宗家研修(研修旅行) 委員設置について

各裏研から必ず宗家研修当日に参加する責任者を任命し事前に他の二裏研に通知する。その責任者が急に来られなくなった場合には必ず代理を立てる。

という内容を規則に盛り込むことが同意されました。

2.6 補助金有無の確定、キャンセル期限等の問題

九州裏研様の

「総本部が提示した補助金を出していただける下限人数に $+\alpha$ を設定して一般会員に提示する」

という提案についてですが、関東裏研は、仮に $+\alpha$ の人員を通達して仮に人数が達成されたとしても参加者に対して補助金支給を約束するのは危険ではないか、と考えているため、先日お示しした手順に加えておりませんでした。

しかしながら、総本部の方々に補助金制度論考をお読みいただき納得いただくに際してその後ご提案が必要となるのであれば、関東裏研は検討ののち手順に加える可能性もございます。

2.6.1 (再)参考:関東裏研で暫定的に定めた手順

関東裏研で暫定的に定めた手順は以下の通りです。

- 1. 補助金支給の基準を関東裏研所属の学生に対して正確に伝えておく。
- 2. 参加希望者を募集。その人数に基づいてホテルや交通手段の予約を行う。
- 3. 補助金の有無それぞれの場合について参加の投票を募集しつつその状況を公表する。
- 4. キャンセル期限の数日前に上の投票を終了させる。
- 5. のちに改めて参加不参加の投票を行い、この数字を決定人数とする。減った分の予約はキャンセルする。
- 6. キャンセル期限以降のキャンセルはキャンセル料を徴収するが、そのキャンセルによって仮に補助金支 給停止に至ってもそれに伴う実質的な他参加者への損失の埋め合わせの義務はないものとする。

2.7 総本部との補助金についての交渉等について

「補助金制度に関する質問状」についてのご質問、ありがとうございます。文言等を変更の上再び共有させていただきたいとおもいます。

こちらに関しては 2.6 でも触れたように、三裏研で歩調を合わせることも必要になるかと存じますので、 追って検討できればと考えております。

なお、九州裏研様と関西裏研様の、総本部のご厚意によるものである補助金について総本部に問い詰めるのは避けたい、というご意見のもと、当初関東裏研は 2.6 における九州裏研様の提案を、総本部にご迷惑をかけずに裏研だけで補助金制度の問題点を解消することを目的としたものであると捉えておりましたが、この点に関して齟齬はございませんでしょうか。

関東裏研は、補助金制度に関するこれまでのご意見を踏まえ、補助金制度の問題点を裏研内で解決できるような手順を作成することが最善であると考えておりますが、そのためにはまず総本部に現行の補助金制度について確認することが必要であると考えております。

3 合意に至った規則案

ご承認いただいた規則案をここに記します。一部文言の変更等を行っておりますが内容に変化はありません。

規則

- 第1条 この規則は関東、関西及び九州三裏研が合同で開催する宗家研修の実施についての規則を定める。
- 第2条 三裏研は毎年2月頃に京都における宗家研修を実施するものとする。
- 第3条 各裏研から宗家研修当日に参加する責任者を任命し事前に他の二裏研に通知しなければならない。またその責任者が急に来られなくなった場合には代理を立てなければならない。
- 第4条 中心となって宗家研修を計画・実行していく裏研(以下これを主催裏研と呼ぶ)を関西裏研とする。 訪問先は、主催裏研たる関西裏研のほか関東裏研、九州裏研がそれぞれ開催したい行事の候補を複数 提案しその中から三裏研の投票で決定する。訪問施設の予約等は主催裏研が中心となって行い、宿泊 施設や現地までの交通手段等の予約は各裏研が行うものとする。
- 第5条 各種期限を以下の表のように定める。

旅程の決定

10月31日

宿泊施設・交通手段・訪問先等の予約 11月30日

- 第6条 天災等外部要因によって宗家研修の開催が危ぶまれる場合は、各裏研で参加の可否を判断する。
- 第7条 この規則は三裏研が合意した月の翌月の一日に発効する。
- 第8条 この規則は三裏研それぞれの適当な代表の合意を以て改定される。